

令和 8 年度

高齢者福祉のしおり



朝日町 健康課

ひとり暮らしの方又は高齢者のみの世帯が利用できるサービス

ひとり暮らし高齢者登録	
対象者	在宅で単身生活をしている65歳以上の高齢者で、日常生活の安否確認や支援が必要な方
内容等	在宅福祉サービスを利用するため、町へ登録を行います。
問合せ先	健康課（民生委員等を通じて町に登録）
高齢者のみ世帯登録	
対象者	在宅で生活をしているおおむね75歳以上の高齢者のみ世帯であって、日常生活の安否確認等、援助が必要な世帯
内容等	在宅福祉サービスを利用するため、町へ登録を行います。
問合せ先	健康課（民生委員等を通じて町に登録）
緊急連絡カード（緊急連絡先調査書）	
対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯登録をされている方
内容等	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯登録をされている方について、緊急連絡先を把握し、連絡先を記したカードを作成します。 ご家庭の冷蔵庫に貼り付けておくことにより、緊急時に第三者が連絡先を把握することができます。
問合せ先	健康課（民生委員等を通じて町に登録）
緊急通報装置貸与	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者に登録されている方 高齢者のみ世帯に登録している世帯で要援護高齢者（寝たきり高齢者または認知症高齢者）登録されている方がいる世帯 所得税非課税世帯の身体障害者手帳1級及び2級の方で、緊急通報手段を確保する必要のある方
内容等	緊急時の不安を解消し、ご自宅で安心して生活できるよう、緊急通報装置をお貸しします。緊急事態が発生したときには、非常ボタンまたはペンダントのボタンを押すだけで、あらかじめ登録された協力員が安否確認を行い、必要に応じて消防に通報されます。（相談ボタンによる悩み事相談ができます） また、人感センサーによって1日の活動量が少ない場合は協力員に安否確認の通報がいきます（人感センサーは任意です。）
問合せ先	健康課（民生委員を通じて申し込み）
配食サービス	
対象者	ひとり暮らし高齢者に登録されている方で次の要件に該当する方 ・日常生活（買い物・調理など）に援助が必要な方
内容等	安否確認のため、1人につき月4回まで業者が弁当を自宅にお届けします。（月4回・月3回・月2回・月1回から選択） ・1食あたり300円～600円の自己負担があります。
問合せ先	健康課（民生委員を通じて申し込み）
日常生活用具給付	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で単身生活をしている65歳以上の高齢者 在宅で生活をしている65歳以上の高齢者でおおむね6ヶ月以上寝たきり又は認知症の状態を継続している方
内容等	日常生活用具（電磁調理器、火災警報器、自動消火器など）を給付又は貸与します。給付にあたっては、地域ケア会議等で検討を経て給付が決定されます。 ①所得税非課税世帯・・・対象経費全額 ②所得税課税世帯・・・課税額に応じて費用負担あり（16,300円～全額）
問合せ先	健康課

シルバータクシー・公共バス共通利用券事業	
対 象 者	70歳以上の高齢者で、下記の条件を全て満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の65歳以上の高齢者のみ世帯 ・自家用車を所有していない世帯 ・同一町内会に家族がいない世帯 ・前年分の所得税が非課税世帯の方 ・身体障害者対象の福祉タクシー券の交付を受けていない方
内 容 等	タクシー・公共バス共通利用券（1枚200円分、60枚綴り）を交付します。 利用期間は6月1日～翌年5月31日です。
問 合 せ 先	健康課（民生委員を通じて申し込み）
除雪費補助事業	
対 象 者	65歳以上の高齢者のみ世帯又は身体障害者のみ世帯で、下記の条件を全て満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・同一町内会に子がいない世帯 ・町民税非課税世帯 ・生活保護を受けていない世帯
内 容 等	除雪の作業代についての補助を行います。 （作業は建設業者等に依頼してください。知人への謝礼は補助対象となりません。） <ul style="list-style-type: none"> ・1冬期間に2回を上限 ・補助金額の詳細は健康課までお問合せください
問 合 せ 先	健康課（民生委員又は福祉サポーターを通じて申し込み）
住宅用火災警報器給付事業	
対 象 者	70歳以上の高齢者のみで構成する世帯（又はそれに準ずる世帯）
内 容 等	住宅用火災警報器の設置が困難な上記世帯に、警報器の給付・取付を行います。 （1世帯につき1台、1回限り）
問 合 せ 先	健康課

在宅で寝たきり又は認知症高齢者が利用できるサービス

在宅要援護高齢者登録（寝たきり・認知症）	
対 象 者	在宅で生活をしている65歳以上の高齢者でおおむね6ヶ月以上、寝たきり又は認知症の状態を継続している方（要介護認定における日常生活自立度の証明を介護支援専門員から受ける必要があります。）
内 容 等	在宅福祉サービスを利用するため、町へ登録を行います。
問 合 せ 先	健康課（介護支援専門員を通じて町に登録）
緊急通報装置貸与	
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者に登録されている方 ・高齢者のみ世帯に登録している世帯で要援護高齢者（寝たきり・認知症*）登録されている方がいる世帯 *寝たきり度B1以上、認知度Ⅱb以上の方（詳しくは担当ケアマネジャーにご確認ください） ・所得税非課税世帯の身体障害者手帳1級及び2級の方で、緊急通報手段を確保する必要がある方
内 容 等	緊急時の不安を解消し、ご自宅で安心して生活できるよう、緊急通報装置をお貸しします。緊急事態が発生したときには、非常ボタンまたはペンダントのボタンを押すだけで、あらかじめ登録された協力員が安否確認を行い、必要に応じて消防に通報されます。（相談ボタンによる悩み事相談ができます） また、人感センサーによって1日の活動量が少ない場合は協力員に安否確認の通報がいきます（人感センサーは任意です。）
問 合 せ 先	健康課（民生委員を通じて申し込み）
日常生活用具給付	
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で単身生活をしている65歳以上の高齢者 ・在宅で生活をしている65歳以上の高齢者でおおむね6ヶ月以上寝たきり又は認知症の状態を継続している方
内 容 等	日常生活用具（電磁調理器、火災警報器、自動消火器など）を給付又は貸与します。給付にあたっては、地域ケア会議等で検討を経て給付が決定されます。 ①所得税非課税世帯・・・対象経費全額 ②所得税課税世帯・・・課税額に応じて費用負担あり（16,300円～全額）
問 合 せ 先	健康課
家族介護用品購入費助成	
対 象 者	在宅要援護高齢者（寝たきり・認知症）に登録されている方で、常時、介護用品の使用を必要とする方 <ul style="list-style-type: none"> ・事前に家族介護用品購入費助成申請を行い、助成認定を受ける必要があります。 ・入院・施設入所期間は対象となりません。
内 容 等	年額30,000円を限度に、家族介護用品（紙おむつ、使い捨て手袋等）の購入費を助成します。
問 合 せ 先	健康課
家族介護慰労金（一年間介護保険サービスの利用、入院のない者）	
対 象 者	次の要件すべてを満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・過去1年間に介護サービスの利用や長期入院のなかった65歳以上の要介護4・5の方を在宅介護している方 ・町民税非課税世帯
内 容 等	年額10万円の慰労金を支給します。
問 合 せ 先	健康課

在宅要介護高齢者福祉金

対 象 者	在宅で生活をしている65歳以上の要介護3、4、5と認定された方 ただし、下記の要件に該当する方は対象外となります。 ①特別障害者手当又は福祉手当が支給されている方 ②支給対象者又はその者の属する世帯の生計を主として維持する者の前年分の所得が老 齢福祉年金の支給対象となる所得を超え、かつ、所得税が課税されている方 ③養護老人ホーム等に入所している方、養護受託者に委託されている方 ④病院、診療所、介護老人保健施設に継続して3カ月を超えて入院（所）している方 ⑤特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホー ムに入居している方 *④⑤は、2施設以上に継続して3カ月を超えて入院（所）している場合を含みます
内 容 等	在宅の要介護高齢者に対し、福祉金（月額5,000円）を支給します
問 合 せ 先	健康課

ミドルステイ事業

対 象 者	身体上又は精神上の著しい障害があるため、常時介護を必要とする65歳以上の方で、 下記のやむを得ない事由に該当する方 ①介護者の疾病、入院等により、介護者が不在となる場合 ②要介護者が病院からの退院等により居宅に戻る際に受入れの準備が必要な場合 ③その他中期にわたり居宅での介護が困難であると認められる場合
内 容 等	介護者の都合等のやむを得ない事由により、介護保険の短期入所期間を超えて、なお居宅 での生活が困難な要介護高齢者が、中期にわたり一時的に指定短期入所生活介護事業所に 入所する。
問 合 せ 先	健康課（担当ケアマネジャーを通じて町に相談）

その他

障害者控除対象者認定	
対 象 者	65歳以上の要介護認定を受けている方で、一定の基準に該当する場合
内 容 等	65歳以上の要介護2以上の認定を受けている方で、一定の基準に該当する場合、所得税や町県民税の障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。 なお、この認定書は、所得税、町県民税の障害者控除のみに適用され、自動車税や軽自動車税の障害者減免の対象にはなりません。 【認定の基準】 ○障害者控除 ・要介護2以上で、障害高齢者の日常生活自立度B1以上に該当する方 ・要介護2以上で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上に該当する方 ○特別障害者控除 ・要介護4以上で、障害高齢者の日常生活自立度B2以上に該当する方 ・要介護3以上で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上に該当する方 【申請期間】例年2月～
問 合 せ 先	健康課
介護サポーター養成教室	
対 象 者	・介護に興味がある方 ・介護サービス事業所等での就労やボランティアをお考えの方 ・家庭での介護に不安がある方 ・各地区で実施している介護予防教室等で介護サポーターとして参画をお考えの方
内 容 等	介護に関する基礎知識や技能を学べる教室を開催します。
問 合 せ 先	健康課、有機会
ちよこっと介護体験	
対 象 者	・介護に興味がある方 ・介護サービス事業所等での就労やボランティアをお考えの方 ・介護の現場を知りたい方
内 容 等	介護に関する簡単な体験などを行います。
問 合 せ 先	健康課
介護職員等入職支援金支給事業	
対 象 者	介護職員等として実務経験年数が2年以上あり、町内の介護サービス事業所に職員として採用が決定した方
内 容 等	・入職支援金（看護師：40万円、介護福祉士：30万円、 実務者研修修了者：20万円、初任者研修修了者：15万円） ・引越支度金（県外：20万円、県内（魚津市以西）：10万円） ・採用試験旅費（100km以上：交通費の2分の1）
問 合 せ 先	健康課
外出支援サービス事業	
対 象 者	一般の交通機関や自家用車での外出が困難な高齢者や障害者
内 容 等	車椅子のまま乗車できる軽自動車を貸出しています。
問 合 せ 先	社会福祉協議会
避難行動要支援者登録	
対 象 者	65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者のみ世帯、要介護3～5の認定を受けている方、前記に準じる方（難病の方、日中独居の方など）
内 容 等	災害時に自力で避難する事が難しい方を支援するために、名簿を作成し、自主防災組織、消防、警察などの関係機関と情報を共有します（必ずしも災害時の支援が保障されるものではありません）。
問 合 せ 先	健康課

認知症カフェ（オレンジカフェ ほっとあいりす）	
対 象 者	認知症の人とその家族、地域住民など
内 容 等	レクリエーション、情報交換、認知症の人やその家族への支援
問 合 せ 先	シルバー人材センター
もの忘れ・認知症無料相談事業	
対 象 者	認知症・若年性認知症に関して不安を抱えている方とその家族等
内 容 等	認知症疾患医療センター等の専門家による、個別の認知症・若年性認知症に関する相談をお受けします（要予約）。対応方法の助言や医療機関への受診の推奨等、早期発見や早期対応の支援に繋がります。
問 合 せ 先	健康課
ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業	
対 象 者	認知症等により行方不明になるおそれがある方
内 容 等	認知症高齢者等がひとり歩きにより行方不明になった場合に、町の協力者に情報を配信して捜索に協力してもらいます。
問 合 せ 先	健康課
認知症高齢者等個人賠償保険加入制度	
対 象 者	ひとり歩き高齢者等SOSネットワーク事業の利用登録をしている方
内 容 等	ご本人が事故などにより第三者に損害を負わせた場合に補償する保険に町が加入します。
問 合 せ 先	健康課
認知症高齢者等見守りシール交付事業	
対 象 者	認知症等により行方不明になるおそれがある方
内 容 等	認知症等で行方不明になった際、発見者が衣服等に貼ったQRコード*を読み取ると、介護者（保護者等）へ瞬時に発見通知メールが届きます。また、発見者はQRコードを読み取ることで、ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかります（お互いの個人情報には開示されません）。発見者と介護者（保護者等）とのやりとりは、保護情報共有サービス「どこシル伝言板」で簡単にでき、お迎えまで迅速に行えます。
問 合 せ 先	健康課
成年後見支援センター事業	
対 象 者	成年後見制度の利用を希望する方
内 容 等	成年後見支援センターでは、成年後見制度に関する相談や申立て手続きの支援、出前講座などを行います。 成年後見制度利用支援事業では、生活保護を受けている方などを対象に、①申立てに必要な費用や②成年後見人などに支払う報酬の助成を行います。
問 合 せ 先	健康課内 成年後見支援センター

*QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

敬老祝い事業

敬老会	
対 象 者	かぞえ75歳以上の方
内 容 等	高齢者の長寿を祝うため、各地区自治振興会に委託して敬老会を開催しています。
問 合 せ 先	健康課、各地区自治振興会
百歳祝	
対 象 者	満百歳を迎える方
内 容 等	町長が訪問し、祝い状と記念品を贈呈します。
問 合 せ 先	健康課

介護予防事業

介護予防事業は、65歳以上の方を対象とし、心身の状態の悪化や、要支援・要介護となることを防いでいつまでも元気に過ごしていただくための事業です。

チェアエクササイズ	
対象者	65歳以上の高齢者、介護予防に興味のある方など
内容等	膝痛・腰痛予防、高齢者向け体操、転倒予防体操、筋力アップエクササイズ など
問合せ先	健康課
ふれあいきいきサロン	
対象者	ひとり暮らし高齢者、日中ひとりになる高齢者、高齢者のみ世帯、障害者
内容等	健康体操、福祉講話、折り紙教室、ビデオ上映、歌、ゲーム、手芸、パソコン交流 など
問合せ先	社会福祉協議会
まめなげ運動教室	
対象者	65歳以上の高齢者、介護予防に興味のある方など
内容等	歌謡ダンス、ノルディックウォーク、ボール体操、ヨガ
問合せ先	健康課
らくち～の運動教室	
対象者	65歳以上の高齢者、介護予防に興味のある方など
内容等	プール教室、スタジオ教室
問合せ先	健康課
認知症予防教室（①あたまの体操教室、②脳活！歌声サロン）	
対象者	65歳以上の高齢者、介護予防に興味のある方など
内容等	①軽運動、レクリエーション、脳トレ など ②懐かしい音楽を聴く、歌う、音楽に合わせた活動
問合せ先	社会福祉協議会
介護予防カフェ（まめなげカフェ）	
対象者	65歳以上の高齢者
内容等	ミニ講義や実技、季節ごとの行事、参加者同士の交流、情報交換
問合せ先	健康課
介護予防ミニサロン	
対象者	自主的な介護予防の活動に取り組む団体
内容等	介護予防運動、認知症予防、その他（栄養や口腔機能など介護予防に関すること）の内容を自主的に取り組む団体に対し、その活動費用を助成します。 【1年目】 週1回以上開催：年間16万円 月2回以上開催：年間8万円 【2年目以降】 週1回以上開催：年間8万円 月2回以上開催：年間4万円
問合せ先	健康課
いきいき百歳体操	
対象者	65歳以上の高齢者
内容等	週1回以上のペースで自主的に「いきいき百歳体操」に取り組む5名以上のグループに対し、バンド、おもり、DVD及びDVDプレーヤーを貸し出します。また、保健師や看護師等が体操の指導や体力測定を実施します。
問合せ先	健康課
足腰パワーアップ教室	
対象者	65歳以上の高齢者
内容等	健康運動指導士等による椅子に座ってできる集団運動指導、看護師による健康チェック
問合せ先	健康課

ロコモティブシンドローム予防事業	
対 象 者	65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定者を除く。）
内 容 等	ロコモチェック（セルフチェック）、検診、予防指導
問 合 せ 先	健康課
地域リハビリテーション活動支援事業	
対 象 者	住民主体の介護予防教室等の参加者
内 容 等	リハビリテーション専門職が介護予防教室等に出向き、介護予防に向けて座学やアドバイス、個別相談などを行います。
問 合 せ 先	健康課
機能向上支援訪問事業	
対 象 者	基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方 要支援1・2と認定された方
内 容 等	心身の健康について不安な方や運動器の機能低下がみられる方のお宅へ、生活内の活動や社会参加を促進し、自立した生活を送れるよう、専門職が訪問します。
問 合 せ 先	健康課

高齢者向けの福祉制度の内容については以上のとおりですが、わからないことやもっと詳しく知りたいことがあれば、遠慮なくおたずねください。

＜ 問い合わせ 及び 相談先 ＞

機 関 名	住 所	電 話
朝日町役場 健康課	朝日町道下1133	83-1100 (代表)
朝日町保健センター	朝日町荒川262-1	83-3309
朝日町地域包括支援センター	朝日町道下1133 (健康課内)	83-1100 (代表)
朝日町成年後見支援センター	朝日町道下1133 (健康課内)	83-1100 (代表)
朝日町在宅介護支援センター	朝日町泊477 (あさひ総合病院内)	83-0303
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合	黒部市北新199	57-3303
朝日町社会福祉協議会	朝日町泊418	83-0576